

② 監理団体に係る意見書と大阪市の対応等について(担当:総務局・福祉局)

外部監察チームの意見書(問題点・意見)	福祉局・大阪社会医療センターの対応等	総務局の対応等
問題点 ①採用に関する通知内容 監理団体が固有職員を採用する際、所管局との事前協議及び総務局への事前報告が必要であるが、大阪社会医療センターにおいて、事前協議等を行っていない職員採用事例が明らかになった。	(通知内容の徹底) ・平成21年度の通知については、法人内で確認済み。 (報告漏れが生じた理由) ・嘱託及び非常勤職員については報告義務が無いものと誤解。 ・常勤事務職員については、既報告と誤認。 ・上記以外は事前に報告済み。	
問題点 ②給与の決定方法 大阪社会医療センターにおいて、給与規定に基づかない給与額の決定、あるいは給与額決定の経緯や妥当性について第三者による検証ができない形での給与額決定など不適切な事例があった。	(今回の決定方法) ・本務常勤職員でない臨時職員については「パートタイマー就業規則」において「職務内容等により各人ごとに定める」としている。 ・当該非常勤職員の給与については、同規模の病院の常勤課長級職員の平均給与を参考に定めたが、決定の経緯が客観的に検証できるものではなかった。	平成25年3月21日に関係所属長あて「外部監察チームの平成25年1月31日付け意見書について」通知 ・意見書における問題点について、周知徹底し、引続き所管外郭団体に対して適切に監理を行うよう要請。 ・併せて意見書にある不適切な事例が無いか調査を実施。
問題点 ③随意契約 大阪社会医療センターにおいて、経理規程に規定された合理的理由がないにもかかわらず、競争入札を実施せずに随意契約を締結した事例があった。	(随意契約とした理由) ・経理規程に規定された合理的理由なく、早急に経営改善を図るため、医療業務の専門性や市民病院における過去の実績等を理由に随意契約とした。	【所管団体の規程等遵守状況】 ・別紙1「所管団体の規程等遵守状況確認結果」のとおり。 調査対象団体数 37
意見(1) 採用に関する通知内容の徹底 採用に関する各通知内容が監理団体に正確に伝達されているかを調査し、所管局へ報告するとともに、通知の内容に副わない不備等が判明した場合は、その原因を精査して、有効な再発防止策等を打ち立てること。	(再発防止策等) ・事前協議の通知等趣旨を順守するため、改めて幹部会議で内容確認の上、担当職員に周知、徹底した。 ・職員就業規則に「職員の採用については、外部委員を加えた職員採用委員会を開催し、その委員会で決定した事項を大阪市に報告・協議・同意を得てから公募する」を加えた。	1.役員選任及び職員採用に関する事前協議について ・事前報告を行っていない採用事例 ⇒ 3団体
意見(2) 給与の決定方法 給与規定及び給与表に基づく給与額の決定という手続きの履践を徹底し、特別の事情がある場合は、給与額の決定の経緯を明らかにするとともに、斟酌した資料を添付するよう規定を整備すること。	(給与額の決定にあたっての規律の整備) (給与規定等による決定手続きの履行徹底) ・職員の給与に関する規則に新たに「(6)臨時職員 ①四表 非常勤の医師 ②五表 嘱託((5)の職員以外)アルバイト、パート」の給料表を追加した。 ・職員を採用する場合は、職員採用委員会を開催し、その結果を受けて、大阪市に報告・協議・同意の上、給与額を決定する。 ・特別の事情がある場合は、第三者による検証が可能なように決定に至る経緯と決定された給与額が妥当とする理由を決裁書に記載し、客観的な書類等を添付することを幹部会議で確認し、担当職員に改めて周知、徹底した。	2.役職員給与額の決定方法 ・給与規定に基づく支給額の決定又は特例的に決裁文書等に基づく決定が確認できない給与があった事例 ⇒ なし
意見(3) 随意契約 購入、賃借、請負その他の契約にあたっては、競争入札が原則であり、随意契約が例外であるとの考え方の徹底と、随意契約の締結を検討する際には、法人の経理規程の各事由に該当するかどうかを今まで以上に厳格かつ慎重に判断すべき。	(随意契約が例外であるという考え方の徹底) (随意契約とする理由の厳格・慎重な判断の徹底) ・経理規程並びに経理規定取扱要綱をより厳格に順守し、競争入札を基本とする契約の締結を行い公正性が担保されるよう幹部会議で確認し、担当職員に改めて周知、徹底した。 ・定期的にコンプライアンス研修を実施している。	3.平成24年度に団体が締結した競争性の無い随意契約 ・経理規程が定める随意契約によることができる理由に該当しない契約の事例 ⇒ 2団体 4.上記不適切な事例の改善措置 ・別紙2「外部監察チームの意見書に対する改善措置一覧表」のとおり。

項番	団体名	所管名	1 役員選任及び職員採用に関する事前協議について(平成24年12月10日付以降採用分)						2 役職員給与額の決定方法について(現在在職中の役職員の給与(手当等を含む))	3 平成24年度に団体が締結した競争性のない随意契約について					
			所管局との事前協議及び総務局への事前報告を行っていない採用事例の有無	「有」と回答した場合のみ					給与規定に基づく支給額の決定又は特例的に決裁文書等(決定の経緯や妥当性の検証ができるもの)に基づく決定が確認できない給与の有無	経理規程が定める随意契約によることができる理由に該当しないと判断される契約の有無	「有」と回答した場合のみ				
				採用年月日	職種	役職名	雇用形態	事前協議及び事前報告をしなかった理由			契約日	契約期間	委託内容	委託金額(税込)	経理規定に該当しないのに契約締結した理由
1	(公財)大阪国際交流センター	経済戦略局	無						無	無					
2	(一財)大阪市男女共同参画のまち創生協会	市民局	無						無	無					
3	(一財)大阪市環境保健協会	健康局	無						無	無					
4	(公財)大阪市救急医療事業団		無						無	無					
5	(一財)大阪スポーツみどり財団	経済戦略局	無						無	無					
6	(一財)環境事業協会	環境局	無						無	無					
7	大阪市住宅供給公社	都市整備局	無						無	無					
8	(財)大阪市建築技術協会		無						無	無					
9	大阪市道路公社	建設局	無						無	無					
10	(一財)都市技術センター		無						無	無					
11	(財)大阪市消防振興協会	消防局	無						無	無					
12	(一財)大阪市教育振興公社	教育委員会事務局	無						無	無					
13	(公財)大阪市博物館協会	経済戦略局	無						無	無					
14	(一財)大阪国際経済振興センター		有	H25.4.1	事務	企画課職員	有期職員	役職を有しない職員(係員)の民間採用については、報告を要しないと誤解していたため。ただし、採用と同日付けにて報告実施。	無	無					
15	(公財)大阪科学振興協会		無						無	無					
16	(財)大阪国際平和センター	教育委員会事務局	無						無	無					
17	(公財)地球環境センター	環境局	無						無	無					
18	大阪市信用保証協会	経済戦略局	有	H25.5.1		渉外役	嘱託	所管局から事前協議についての説明や要請を受けていなかったため。	無	無					
19	(一財)アジア・太平洋人権情報センター	市民局	無						無	無					
20	(株)大阪城ホール	経済戦略局	無						無	無					

項番	団体名	所管名	1 役員選任及び職員採用に関する事前協議について(平成24年12月10日付以降採用分)						2 役職員給与額の決定方法について(現在在職中の役職員の給与(手当等を含む))	3 平成24年度に団体が締結した競争性のない随意契約について					
			所管局との事前協議及び総務局への事前報告を行っていない採用事例の有無	「有」と回答した場合のみ					給与規定に基づく支給額の決定又は特例的に決裁文書等(決定の経緯や妥当性の検証ができるもの)に基づく決定が確認できない給与の有無	経理規程が定める随意契約によることができない理由に該当しないと判断される契約の有無	「有」と回答した場合のみ				
				採用年月日	職種	役職名	雇用形態	事前協議及び事前報告をしなかった理由			契約日	契約期間	委託内容	委託金額(税込)	経理規定に該当しないのに契約締結した理由
21	大阪運輸振興(株)	交通局	無						無	有	H24.4.1	H24.4.1～H25.3.31	コピー用紙	821,205	2社以上の比較見積りを徴することで、競争性が確保されていると担当者が思い違いしたため。
	H24.4.1			H24.4.1～H25.3.31	トナー類	957,800									
		H24.4.6		H24.4.1～H25.3.31	寝具賃借	678,352									
22	(株)大阪メトロサービス		無						無	有	H24.3.15	H24.4.1～H25.3.31	清掃業務	3,358,950	24年度は入札を行う年であったにも関わらず、23年度同様に契約更新を行ってしまった。
23	(株)大阪水道総合サービス	水道局	無						無	無					
24	(株)湊町開発センター	都市計画局	無						無	無					
25	アジア太平洋トレードセンター(株)	経済戦略局	無						無	無					
26	クリスタ長堀(株)	建設局	無						無	無					
27	大阪港埠頭(株)	港湾局	無						無	無					
28	(株)大阪港トランスポートシステム		無						無	無					
29	(株)大阪市開発公社	経済戦略局	無						無	無					
30	大阪港埠頭ターミナル(株)	港湾局	無						無	無					
31	大阪地下街(株)	建設局	無						無	無					
32	大阪港木材倉庫(株)	港湾局	無						無	無					
33	大阪市街地開発(株)	都市整備局	無						無	無					
34	大阪市商業振興企画(株)	経済戦略局	無						無	無					
35	大阪外環状鉄道(株)	都市計画局	無						無	無					
36	(株)大阪鶴見フラワーセンター	経済戦略局	無						無	無					
37	(株)海遊館	港湾局	有	H25.4.1	事務	主査	常勤	採用活動は会社の責任において実施するものと考えている。過去の採用において、法令、定款に抵触する事例は無いため報告していない。	無	無					
				H25.4.1	飼育	なし	常勤								

外部監察チームの意見書に対する改善措置一覧表

別紙2

団体名	所管名	内容	理由	改善措置(団体)	改善措置(所管局)
(一財)大阪国際経済振興センター	経済戦略局	職員採用予定の事前報告なし	役職を有しない職員(係員)の民間採用については報告を要しないと誤解していたため。ただし、採用と同日付けにて報告実施。	制度の詳細を十分把握できずに採用活動を行っていたため、今後は制度に基づき適切に事前協議を行っていく。	当該団体より平成25年4月1日に団体から職員を新たに採用したとの報告があり、「職員採用予定報告書」の提出が事前に必要な案件であることを伝え、直ちに提出させるとともに、団体に対して再度制度の詳細を説明し、周知徹底を行った。
大阪市信用保証協会		職員採用予定の事前報告なし	所管局から事前協議についての説明や要請を受けていなかったため。	制度についての説明を受け、今後の採用については制度に基づき適切に事前協議を行っていく。	当該団体へ再度制度の説明を行うとともに、他の所管団体に対しても再度周知徹底を行った。
大阪運輸振興(株)	交通局	経理規定に基づかない随意契約を締結	2社以上の比較見積もりを徴することで、競争性が確保されていると担当者が思い違いしたため。	交通局からの指導を受け、契約担当者及び決裁権者に対し、改めて経理規定等の周知及び遵守の徹底を行った。なお、平成25年度については既に随意契約を締結しており、次年度以降は経理規程に則り競争入札を実施する。	今後、このような事務誤りをおこさないよう、社内で経理規程、契約事務の適正な執行について再徹底を行うよう指導した。
(株)大阪メトロサービス		経理規定に基づかない随意契約を締結	24年度が入札を行う年であったにも関わらず、23年度同様に契約更新を行ってしまった。	交通局からの指導を受け、契約担当者及び決裁権者に対し、改めて経理規定等の周知及び遵守の徹底を行った。なお、平成25年度については、競争入札により契約を締結している。	今後、このような事務誤りをおこさないよう、社内で経理規程、契約事務の適正な執行について再徹底を行うよう指導した。
(株)海遊館	港湾局	職員採用予定の事前報告なし	採用活動は会社の責任において実施するものと考えている。過去の採用において、法令、定款に抵触する事例は無いため報告していない。	(株)海遊館は、団体の役職員の採用にかかる取扱いについて、これまで所管局である港湾局より説明を受けてきたところであるが、(株)海遊館は採用活動は会社の責任において実施するものと考えており、また法令や定款に抵触することがないため、港湾局との事前協議は必要ないものと認識し、これまで港湾局へ事前協議することなく採用活動を行っていた。しかしながら、今般の外部監察チームからの意見書を踏まえて、今後の採用に際しては港湾局へ事前に報告を行っていく。	港湾局は、団体の役職員の採用にかかる取扱いについて、(株)海遊館を含む所管団体に説明を行い、理解を得ていると考えていた。しかし、今般の外部監察チームにかかる調査において(株)海遊館が港湾局へ事前協議することなく採用活動を行っていたことが分かった。役職員採用の事前協議は外郭団体の運営の適正化及び活性化に資するもので、市全体として取り組むものと認識しており、再度(株)海遊館に対して理解を求めたところ、今後は市の方針に沿った対応を実施するように、改善することができた。